

第22期第23回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年10月21日（月） 14:00

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

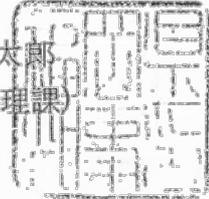
- (1) 有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置及び申請期間について（諮問）
資料1
- (2) 第382回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について（報告）
資料2
- (3) その他

6漁管第1126号

令和6年10月11日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 半田 亮司 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」とい
う。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」と
いう。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下
「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の
内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第
3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び福岡県漁業調整規則第 11 条第 1 項に基づく公示（福岡県有明）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

(1) 県外からの入漁分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を除く。)	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで	制限なし	制限なし	5 隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町又はそれに隣接する市町に住所を有する者
	すずき流し刺し網						
	雑魚一重流し刺し網						
固定式刺し網漁業							
げんしき網漁業	げんしき網						

(2) 県内許可分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	すずき流し刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を含む。)	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで	制限なし	制限なし	1 隻	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者
固定式刺し網漁業	固定式刺し網					1 隻	

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 月 30 日まで

資料 2

(22 期第 23 回有明漁調委)

(令和 6 年 10 月 21 日)

第 382 回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和 6 年 7 月 19 日（金）14:30～

場 所：佐賀県水産会館 大会議室

（佐賀市西与賀町厘外 821 番地の 4）

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

（1）令和 6 年度機船船びき網（えび 2 そう船びき網）漁業に係る許可の取扱いについて（協議）

（2）令和 6 年度ビゼンクラゲの操業について（報告）

（3）農林水産大臣管轄漁場における佐賀、福岡両県の事業について（報告）

（4）その他

4. 閉 会

機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福岡県	許可隻数	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	隻(統)
	許可期間	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30
	操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）								
福岡県	条 件	<p>(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。</p> <p>(2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。</p> <p>(3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。</p>								
	操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）								
佐賀県	許可隻数	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	8隻(4統)	8隻(4統)	6隻(3統)	2隻(1統)	隻(統)
	許可期間	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30
		有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25
条 件	<p>1 次に掲げる区域で操業してはならない。</p> <p>(1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。</p> <p>(2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。</p> <p>2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。</p> <p>3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。</p>									

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮



1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

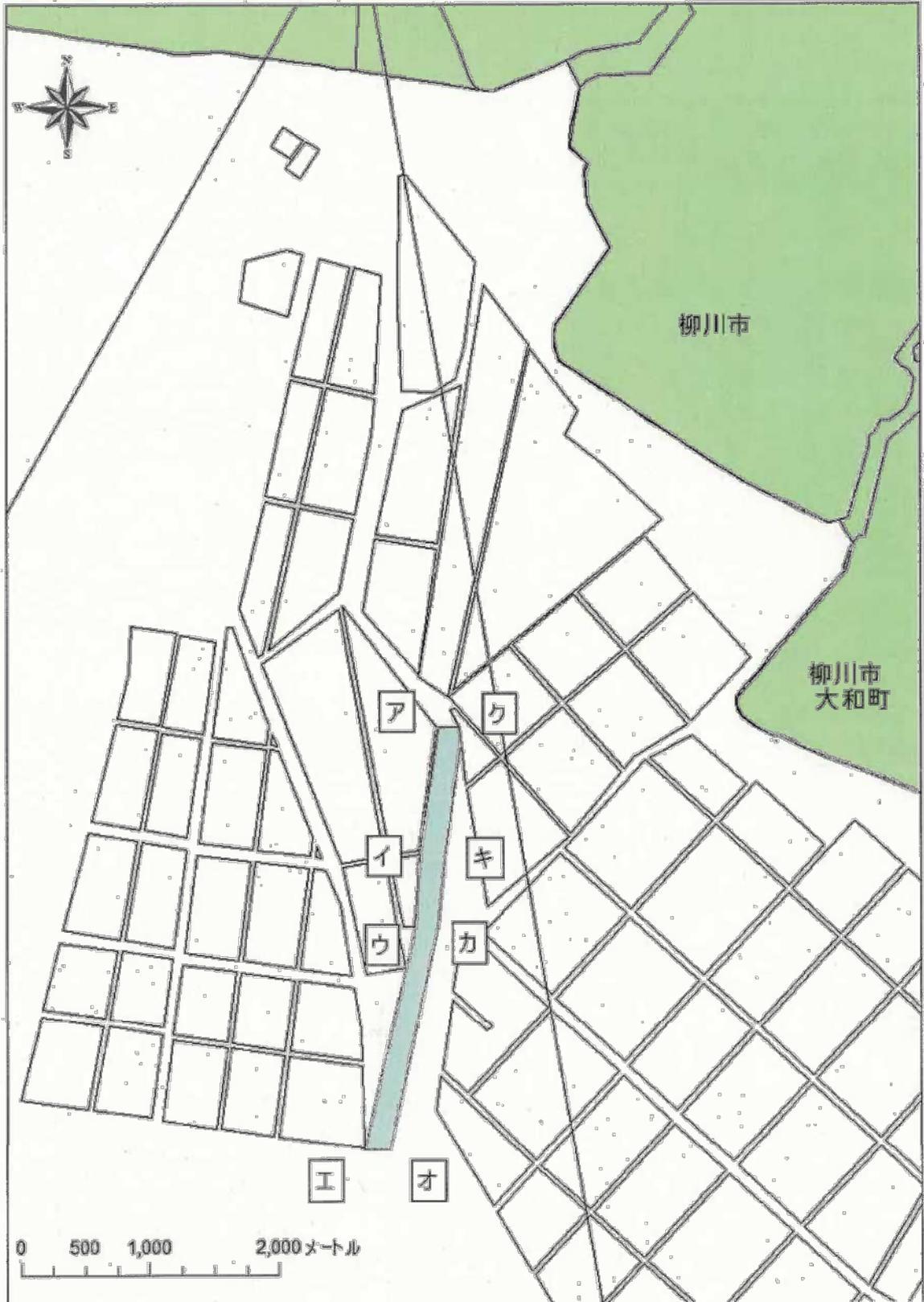
(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

(参考図)





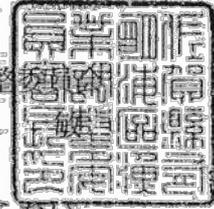
◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保



- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒	東経	130度09分03秒

(2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33度10分57秒、 東経 130度14分14秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分55秒、	東経	130度14分49秒
イ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分34秒
ウ	北緯	33度09分32秒、	東経	130度14分21秒
エ	北緯	33度08分20秒、	東経	130度14分30秒
オ	北緯	33度08分21秒、	東経	130度14分37秒
カ	北緯	33度09分31秒、	東経	130度14分26秒
キ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分40秒
ク	北緯	33度10分52秒、	東経	130度14分53秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分10秒、	東経	130度16分39秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度16分25秒
ウ	北緯	33度09分38秒、	東経	130度16分44秒
エ	北緯	33度06分37秒、	東経	130度15分31秒
オ	北緯	33度06分36秒、	東経	130度15分34秒
カ	北緯	33度09分48秒、	東経	130度16分52秒
キ	北緯	33度09分52秒、	東経	130度16分40秒
ク	北緯	33度10分04秒、	東経	130度16分40秒
ケ	北緯	33度10分07秒、	東経	130度16分44秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度08分42秒、	東経	130度20分05秒
イ	北緯	33度08分00秒、	東経	130度17分26秒
ウ	北緯	33度07分05秒、	東経	130度16分52秒
エ	北緯	33度07分00秒、	東経	130度17分00秒
オ	北緯	33度07分48秒、	東経	130度17分30秒
カ	北緯	33度08分34秒、	東経	130度20分08秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒	東経	130度 10分 19秒

4 ピゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

